**様式第三**（第15条の11関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年　　月　　日

環境大臣（都道府県知事）　殿

申請者
住　　所
氏　　名

自然公園法第42条の４第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

**様式第四**

（表）

第　　号

写真

所属庁
官職（職名）　氏名
生年月日

身分証明書

年　月　日交付

環境大臣（都道府県知事）　印

この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十五条に規定する立入検査等を行う職員である。

（裏）

自然公園法（抄）

（報告徴収及び立入検査）

**第三十五条**　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定により行為の許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

２　環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号若しくは第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

３　前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

**第八十六条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～七　（省略）

八　第三十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（以下省略）

備考　この用紙は、Ａ列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。